

任期満了に伴う 組合会議員選挙を行います

市町村職員共済組合には、各市町村の議会に相当する「組合会」があり、組合の議員により共済組合の事業運営に関する重要事項を審議し、議決します。この組合会議員の任期は2年間で、本年11月30日をもって任期満了となるため、新たに組合会議員の選挙を11月15日に執行します。

なお、今回選出される議員の任期は、平成24年12月1日から平成26年11月30日までとなります。

選挙の方法

市町村長が選挙する議員（長側議員）の選挙は、各選挙区内の市町村長が互選し、市町村長以外の組合員が選挙する議員（職員側議員）の選挙は、市町村及び一部事務組合ごとに50人に1人（50人に満たないときは1人）の割合で代議員を選出し、その代議員の互選によって行います。

選挙は原則として投票により行いますが、市町村長及び代議員の過半数の者に異議がないときは氏名推薦の方法によることができます。

共済組合の機関

組合会（議決機関）

- 共済組合の予算、決算、定款、運営規則の変更など重要事項を審議、決定します。

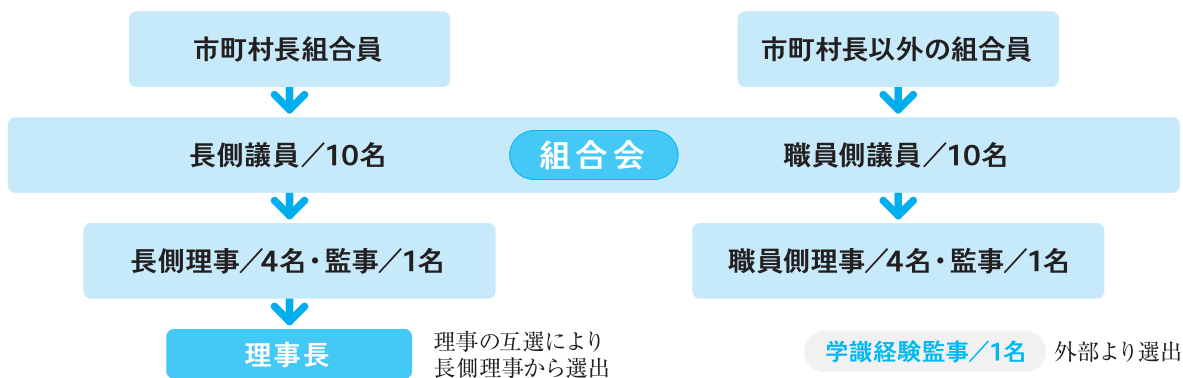
理事長・理事（執行機関）

- 理事長は共済組合を代表しその業務を行います。
- 理事は理事長を補佐して共済組合の業務を執行します。

監事（監査機構）

- 監事は共済組合の業務を監査します。

■ 議員・理事の選出方法



■ 選挙区および職員定数

選挙区		職員定数(名)	
		長側	職員側
1区	加賀市、小松市 白山市、能美市 野々市市、川北町	4	4
2区	金沢市、かほく市 津幡町、内灘町	2	2
3区	羽咋市、七尾市 志賀町、宝達志水町 中能登町	2	2
4区	輪島市、珠洲市 穴水町、能登町	2	2